

原子力小委員会参加記⑳

行動指針改訂と置き去りにされた論点

3月31日、48回原子力小委員会が開催された。今回のテーマはこれまで革新炉WGで議論してきた開発ロードマップの概要報告と2023年に作った「今後の原子力政策の方向性と行動指針」の改訂論点の整理だった。

事務局の行動指針改定方針では、これまでの6つの柱（再稼働への総力結集、既設炉最大限活用、次世代革新炉開発・建設、バックエンドプロセス加速化、サプライチェーン維持強化、国際的な共通課題解決への貢献）を、原子力長期活用の前提、再稼働加速・既設炉最大限活用、次世代革新炉開発・設置、バックエンドプロセス加速化、事業環境整備／サプライチェーン・人材基盤の維持・強化、国際的な共通課題解決への貢献に組み替えること、原発設備容量の将来見通しを示すことなどが提案された。

私は以下の通り発言した。

1 7次エネ基では事故はエネルギー政策の原点と示されている。一方、本日の資料に福島第一原発事故はほぼ言及されていない。極めて深刻な問題だ。事故処理は難航している。避難は継続し、賠償も続いている。行動指針の改訂にあたって、「福島第一原発事故の収束・被害回復・教訓の継続的制度化」を独立した柱として加えることを、強く求める。原子力政策の信頼性は、推進の論理だけで構築されるものではなく、事故と向き合い続けることによるのみ、社会から認められる。

2 事業者による不断の安全性向上が利用の前提のはずだが、東電柏崎刈羽原発再稼働時のトラブル頻発や浜岡原発の基準地震動改ざん問題など事業者の安全文化に疑念を抱かせる事案が立て続けに発生している。この問題の解決なくして再稼働の促進や原発新設の議論などあり得ない。

3 重要電源開発地点の指定制度の見直しが提起されている。現行制度では、指定要件として「市町村長の同意」「都道府県知事の意向の考慮」「環境影響評価の終了」「公開ヒアリングの終了」等が必要とされている。現状の制度と実態の整合性について「検討すべきでは」という問いかけ方は、これらの要件を緩和する方向での見直しを示唆しているとみえる。次世代革新炉の開発・建設を加速するために地元合意形成プロセスを簡略化することは、地域の民主的プロセスを軽視することになりかねない。

4 「国民各層とのコミュニケーション」が項目として示されているが、「コミュニケーション」の内実は、双方向の対話ではなく、「理解促進」のための情報発信にとどまっている。また、電気料金への影響という最も身近な問題——再稼働コスト、安全対策費、廃炉費用の料金転嫁、新設コスト負担のあり方——については本資料で一切触れられていない。実体的には極めて大きな額を国民に転嫁している。この点はわかりやすく国民に示す必要がある。

朝野賢司委員（電力中央研究所）は英国の原発新設事例をひきながら、原発のリスクを国が直接引き受けることが必要だと、さらなる支援強化を求めた。また現在無限責任とされる原子力損害賠償法の有限責任化の検討も求めた。

事務局からは、福島第一原発事故の事故処理に言及がないとの指摘があったが、現行指針でも前提の前段階のものとして記載されており改訂版でも記載していくとの回答があった。また朝野委員の発言に対して、リプレースを加速化させていく必要があるというコメントと共に検討していくとの回答があった。

（松久保 肇）